令和５年度第２回我孫子市自立支援協議会本部会

　　　　　　　　　　　　　　日時　令和５年７月３１日（月）

　　　　　　　　　　　　　　　　　午後２時から午後４時

　　　　　　　　　　　　　　場所　我孫子市消防本部　２階大会議室

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （１）会議の名称 | 令和5年度第2回我孫子市自立支援協議会本部会 | | | | | | | | | |
| （２）開催日時 | 令和5年7月31日（月）午後2時00分から午後4時00分まで | | | | | | | | | |
| （３）開催場所 | 我孫子市消防本部　2階大会議室 | | | | | | | | | |
| （４）出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名（傍聴人を除く）  出：出席  欠：欠席 | 委員 | | | | | | | | | |
| 出 | 大内委員 | 出 | 武田委員 | 出 | 横田委員 | 出 | 石川委員 | 出 | 関口委員 |
| 欠 | 遠藤委員 | 出 | 志賀委員 | 出 | 今田委員 |  |  |  |  |
| 事務局 | | | | | | | | | |
| 障害者支援課　竹井課長、三浦課長補佐、野口（妃）、並木、髙橋、池永、  関根 | | | | | | | | | |
| （５）議事 | 議案第1号　第3期障害者プランの実績報告について  議案第2号　市民実態調査集計結果について  議案第3号　第4期障害者プランの構成について | | | | | | | | | |
| （６）公開・非公開の別 | 公開 | | | | | | | | | |
| （７）傍聴人の数 | 傍聴人の数　　　1名 | | | | | | | | | |
| 発言者の数　　　なし | | | | | | | | | |

議案第１号　第３期障害者プランの実績報告について

（事務局）

　来年度からの第4期障害者プランの策定に向けて、まずは現行の第3期障害者プランについての実績報告を行う。

我孫子市障害者プランは、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を併せ持っているため、ここでは、「障害者計画」部分と「障害福祉計画」部分に分けて実績報告を行う。

　まず、「障害者計画」部分についての実績報告を行う。事業全体としては概ね計画通り実施できており、今後も現状通り継続していきたいと考えている。新型コロナウイルス感染症の影響や、利用者の減少等により、一部縮小している事業もあるが、今後も感染症の状況や市民のニーズを踏まえ、適宜事業の見直しをしながら実施していく。ここでは、重点項目として掲げている事業の中から、一部を抜粋して実績報告を行う。まず、市民への啓発として、令和4年度に発達障害をテーマとした講演会を実施し、市民や障害福祉サービス事業者等42名が参加した。続いて、市役所での就労の場の確保として、「チャレンジドオフィスあびこ」を新規開設し、令和5年4月より、3名の会計年度任用職員を採用している。続いて、福祉避難所運営マニュアルの策定について、令和5年1月に、我孫子市福祉避難所設置基準及び開設・運営マニュアルを策定した。

　続いて、「障害福祉計画」部分についての実績報告を行う。配布した「第3期我孫子市障害者プラン検証報告書（案）」においては、成果目標に基づく達成状況を各項目ごとにお示ししている。現行の第3期障害者プランをもとに施策を推進してきた令和3・4年度の事業実績を検証した結果、概ね各所管課が設定した事業を執行することができた。障害の有無や年齢、性別等にかかわらず、誰もが住み慣れた場所で自分らしく生き生きと暮らしていくためには、一人ひとりが身近な人を思いやり、互いに支え合うことが必要である。そのために、障害のある方の意思決定を尊重しながら、全ての市民が障害について一層の理解を深め、共に支え合う誰にも優しい街づくりを目指してプランを推進してきた。計画期間の途中ではあるが、障害福祉サービス等の目標に位置付けられた目標値達成状況について検証した結果、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について目標値を上回る結果となった。令和3年度から追加された項目であり、策定段階で想定していたのは圏域で開催されるシステムへの参加だったが、現在は我孫子市自立支援協議会相談支援部会においてもその機能の一部を有しているため、次期計画においてはこの部分を整理していく作業が必要となる。また感染症の影響があった中、日中活動系サービスの「就労移行支援」や「就労定着支援」については計画値を上回る結果となり、この結果からも就労に対する支援の需要があること、またその必要性を再確認し、次期計画への重要な要素として繋げるべき結果であると考えている。「計画相談支援」についても計画値を上回る結果となり、それに伴う一般的な相談の件数も増加していると推察される。障害者総合支援法の改正に伴い、我孫子市は設置済みだが、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の市町村設置の努力義務化が明確化されたことからも、地域の相談体制の強化に重きが置かれており、今後も増加していく傾向と捉え、我孫子市においても現状と課題を精査し、強化を図っていく必要がある。「共同生活援助」についても計画を上回る結果となり、近年市内でも共同生活援助を提供する事業所が増えている。依然として需要はあるものの、一方で、本人の望む生活の実現や重度の障害のある方等が安心して生活し続けることができるサービスの質の確保が重要であると感じている。以上の結果を考慮し、障害者プランの基本理念である「“自分らしく”を応援するまち　あびこ」を推進するため、切れ目のない地域における支援として何が必要かを考えながら、次期計画においては、国の指針に沿いつつ、我孫子市の状況に即した施策等を推進していく必要があると考えている。

　実績報告は以上である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　実績報告の中で点字ブロックについての記載があるが、市内の点字ブロックについての要望等がある場合は、どこに連絡をすれば良いか。所管課に直接連絡を入れる形か。

（事務局）

　歩道や駅等、場所によって点字ブロックの担当課が異なるため、何かあればその都度お問い合わせいただければ回答させていただく。

（事務局）

　我孫子市視覚障害者協会からも、点字ブロックに関する様々なご要望をいただいている。歩道の点字ブロックであれば道路課が担当課となるが、何かあった際には当課に一報をいただければ、当課から担当課に伝えることができるため、ぜひ情報をお寄せいただければと思う。

　補足だが、8月16日号の広報に、点字ブロックについて市民に注意喚起するための記事を掲載予定である。（実際には9月1日号に掲載となった。）

（委員）

　では、もし何かあった際には障害者支援課に連絡して構わないということか。

（事務局）

　その通りである。

（委員）

　実績報告の中に、「県が作成したストラップ型ヘルプマーク」とあるが、ヘルプマークは県が作成しているのか。

（事務局）

　県から配布を受け、市においてアンケートの記入と引き換えに配布しているものであり、配布数は県にも報告している。

（委員）

　他の都道府県においても配布しているため、全国で同じものかと考えていた。

（事務局）

　おそらく同じであると思う。

（委員）

ヘルプマークの窓口は市か。

（事務局）

　千葉県の場合はそうである。

（委員）

　過去にヘルプマークがオンラインサイトで売られてしまうといったことがあったため、アンケートの記入を求めるような形になったのではないかと思う。

（委員）

　以前、ストラップ型ヘルプマークは数に限りがあるため広く周知は行っていないといった話を耳にしたことがあるが、現在は、必要な方にはご案内して良いのか。

（事務局）

　その通りである。

　配布数の制限はなく、在庫がなくなったら県に追加の依頼ができる。アンケートについても、障害の根拠や個人情報を求めるものではなく、支援が必要な状況の方にはお渡しできるため、必要な方にはご案内いただければと思う。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　実績報告の中で、今年度より開始したとされている事業「チャレンジドオフィスあびこ」について詳しく教えてほしい。

（事務局）

　令和5年4月1日より、就労移行支援事業所のご協力をいただきながら始めている事業である。

　就労移行支援のサービス利用後、一般就労するためにはもう少し訓練が必要という方を市役所にて会計年度任用職員として採用し、訓練を兼ねて最高3年間の任用期間で仕事をしていただき、一般就労に繋げていくことを目的とした事業である。

　令和5年4月1日に3名を採用している。市としては5名まで増員することが目標だが、市役所の業務の中でチャレンジドオフィスに依頼できる業務の量との兼ね合いが課題である。

（委員）

　仕事内容と勤務時間を教えてほしい。

（事務局）

　週5日、週30時間の勤務である。

　仕事内容については、フォルダへのシール貼り付け作業や文書の封入等、庁内より依頼のあった事務補助作業を行っている。

（委員）

　実績報告の内容について、各サービスの「課題又は評価」欄には、計画を上回った、下回った、計画通りといった記述しかない。

　とりわけ重度訪問介護については、ニーズはあるが事業所がないのか、そもそも希望者がいないのかといった具体的なことがわからないので教えてほしい。重度障害者等包括支援についても同様である。

　単に計画を上回った、下回った、計画通りというだけではなく、理由等、より詳細な記載をお願いしたい。

　移動支援（ガイドヘルパー）についても、おそらく新型コロナウイルス等の影響で利用が控えられたのではないかと推測されるが、計画を下回ったという記載しかない。

　後に振り返った時にもこの時に何があったのかわかるように、ぜひ詳細な記載をお願いしたい。

（事務局）

　重度訪問介護については、市内に事業所はいくつかあるものの、実績は1人となっている。

　実績が伸びない理由としては、居宅介護等の他のサービスで十分な場合、無理に重度訪問介護に繋げることはしないからである。

　今後、どうしても長時間必要な方がおり、重度訪問介護の利用が適切であればご案内する可能性はあるが、現状は居宅介護等で対応している状況である。

　その他のサービスについても、より詳細な記載をというご意見に今後は留意していきたいと思う。

（委員）

　移動支援（ガイドヘルパー）についてはいかがか。

（事務局）

　移動支援（ガイドヘルパー）については、やはり新型コロナウイルスの影響による外出控えがあり、サービス利用量が減少した方もいたが、行動制限もなくなり、今後は実績が伸びていくと考えられる。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　実績報告の中で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の項目においては、「精神障害者の地域移行支援利用者数」及び「精神障害者の地域定着支援利用者数」の令和4年度の実績が1ずつとなっているが、相談支援サービスの項目においては、「地域移行支援（うち精神障害者）」及び「地域定着支援（うち精神障害者）」の令和4年度の実績が0となっている。

　双方に考え方の違い等があるのか。

（事務局）

　相談支援サービスの項目については、自立支援給付における「地域移行支援」及び「地域定着支援」の利用者数の実績を表している。一方、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の項目については、長期入院されていた方の退院後の地域移行のための支援を行った対応実績を数値にしたものであるため、考え方にやや違いがある。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　実績報告の中の障害者就労支援センターにおけるホームページの充実の項目について、「課題又は評価」欄に、企業向けに近隣市合同で行っていた企業セミナーは見直しが図られたとの記載があるが、どのような見直しがされたのか。

（事務局）

　後日回答させていただく。

（参考）

　回答内容：令和元年度までは近隣市合同で開催していたが、参加企業も少な

く、費用対効果が低かったことから、令和2年度より開催しない

こととした。（8月18日、書面にて回答。）

（会長）

　他に質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

議案第２号　市民実態調査集計結果について

（事務局）

　前回の自立支援協議会本部会にて、委員の皆様より次期障害者プラン策定のための市民アンケート案についてたくさんのご意見をいただき、いただいたご意見をもとに最終的な市民アンケートを作成し、6月22日に送付した。

　対象者は、我孫子市に登録されている障害者手帳をお持ちの方の中から1,000名を無作為に抽出し、身体障害者手帳をお持ちの方334名、療育手帳をお持ちの方333名、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方333名にそれぞれ送付した。

　調査期間を6月22日から7月7日までとし、結果として回収できた有効回収数は433票となった。

　内訳としては、重複障害の方もいらっしゃるため合計が433とはならないが、身体障害者手帳をお持ちの方155票、療育手帳をお持ちの方168票、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方136票の回収数となった。

　結果として、有効回収率が43.3％となった。

市民アンケートについては、皆様のご協力をいただき感謝申し上げる。

アンケート結果については、今後内容を検証し、次期障害者プランに活かすとともに、皆様にも報告させていただく。

（会長）

　何か質問はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

議案第３号　第４期障害者プランの構成について

（事務局）

　まず、次期障害者プランの名称は「第4期我孫子市障害者プラン」である。

第1章では、計画策定にあたっての趣旨や理念等、概要を記載する。

計画策定にあたっては、障害者の権利条約、国の制度改正に対して、障害のある方の権利を守り、地域共生社会の実現へ向け、障害福祉の施策やサービス提供体制の確保を計画的に進める。また、計画を進める上で、市計画策定の動向に基づき、令和6年度から令和8年度の第4期我孫子市障害者プランの位置付けをする。

　計画策定の趣旨として、我孫子市の障害者プランは、2つの法律に基づく計画を一体的に策定した計画となっている。障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める「市町村障害者計画」と、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく、国が示す基本指針に即して市町村が障害福祉サービスの提供量の見込み及びその確保のための方策等を定める「市町村障害福祉計画」の2つの計画を併せて「我孫子市障害者プラン」としている。現行の我孫子市障害者プランの計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度以降も、引き続き関連計画等との整合・調整を図りながら施策を推進していくための次期計画として、「第4期我孫子市障害者プラン」を策定するものである。なお、国の基本指針に示されている児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」については、障害者プランとは別に「我孫子市子ども発達支援計画」として策定するため、本協議会にて意見聴取するものにはあたらない。

　計画の位置付けとしては、我孫子市障害者プランは、本市の最高指針である「我孫子市第四次総合計画」と、総合計画の健康福祉部門別計画である「我孫子市第6次健康福祉総合計画」のうちの個別計画として位置付けられている。また、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、心も身体も健康プラン、子ども発達支援計画等の関連する計画と連携・整合を図りながら策定する。

　計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間である。

　基本理念は「『自分らしく』を応援するまち　あびこ」としており、考え方としては、「自分らしく」は“障害の有無にかかわらず、主体的に生きる”ことを表し、「応援する」とは“本人の主体性を大切にし、意思決定を尊重するという支援のあり方”を表現している。理念を達成するための計画の視点としては、①障害特性を踏まえたライフステージの全段階に応じた利用者本位の支援、②共生社会の実現に向けた相互理解の促進、③自分らしく生活できる地域づくりの推進、としている。

　計画の策定体制としては、まずは我孫子市自立支援協議会本部会の委員の皆様に意見を聴取し、庁内の体制としては、計画策定全般にかかる事務の庶務は障害者支援課にて行い、また、あらき園・障害者福祉センター・就労支援センター・子ども支援課・こども発達センター等の関係各課と連絡調整を行いながら策定する。

　第2章では、障害のある方の現状と課題を記載する。

　障害のある方の現状として、市の人口や障害者数、年齢構成等を数字で示す予定である。

　また、障害のある方を取り巻く課題として、アンケートの実施状況を記載する。アンケートの実施状況については、市民アンケートについては先ほども説明したが、配布数1,000に対して有効回収数433、障害福祉サービス事業所等へのアンケートについては、配布数107に対して回収数79、障害者団体へのアンケートについては、配布数10に対して回収数10という結果となった。より詳細なアンケート結果のまとめについては、次回の自立支援協議会本部会にて提示させていただく予定である。

　第3章と第4章では、計画の基本的な考え方として、障害者プランの構成要素である2つの計画のうちの障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」について記載する。

　基本目標は5つあり、①地域の理解・啓発、②相談支援と権利擁護体制の充実、③暮らしを支えるサービスの充実、④就労・社会参加の促進、⑤安心して暮らせる環境づくり、としている。それぞれの具体的な内容や考え方については、次期障害者プランの素案を作成した段階でお示ししたいと考えている。

　第5章以降では、障害福祉サービス等の目標として、障害者プランの構成要素である2つの計画のうちの障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」について記載する。この部分については、国の基本指針に沿って策定する。

　基本理念や基本的な考え方については大きく変わりはないが、成果目標及び活動指標の項目について、これまでは全ての成果目標を記載した後に全ての活動指標を記載するといった構成だったが、今回の国の基本指針では、それぞれの成果目標ごとに活動指標が設定されるような構成となっていたため、障害者プランにおいても同様に、一つの項目ごとに成果目標と活動指標を示すような構成に変更している。

　また、国の活動指標にない地域生活支援事業の見込み量については、最後に記載するというこれまで同様の形である。

　最後に、計画の推進体制と進行管理として、計画の充実、推進のためには各関係機関の連携が重要であり、障害福祉サービス等の円滑な実施を推進していく必要がある。そのためにも、計画事項の分析及び評価をしっかりと行い、次期障害者プランに繋げていきたい。

　第4期障害者プランの構成の概要は以上である。

（会長）

　何か質問はあるか。

（委員）

　第3期障害者プランから第4期障害者プランにかけて、大きな変更点や方向性、特徴等があれば教えてほしい。

（事務局）

　昨年改正された障害者総合支援法の改正内容を取り入れている。

　具体的には、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備の義務化や、就労アセスメントの手法を活用した「就労選択支援」という新たな障害福祉サービスの創設、また、市町村長の同意による医療保護入院中の精神障害者への支援等である。

（委員）

　「就労選択支援」等といってもイメージが湧かないが、具体的な内容については今後示されるのか。

（委員）

　参加している千葉県社会就労センター協議会においても、「就労選択支援」について検討しているが、詳細な内容についてはまだ情報が来ていない。

　就労移行支援事業所によるアセスメントについて、どのくらいの期間アセスメントが必要なのか、また、事業所によるアセスメントの違いを少なくするため、共通のアセスメントシートが必要なのではないかといった声も出ている。業務量によっては、実施できない就労移行支援事業所も出てくるのではないかといったことも課題である。

　現場ではそうした声があるが、具体的な内容はまだ情報がない。

（委員）

　市も同じような状況か。

（事務局）

　市においても、詳細な情報はまだ来ていない。

（委員）

　アセスメントをより充実させて資料を作成し、それをもとにご本人の今後の就労について考えていくといった内容のようだが、具体的な部分は今後明確化していくのではないかと思う。

（事務局）

　障害者総合支援法の改正内容について、自立支援協議会の委員の皆様にお伝えしたい内容がもう一点ある。

　改正内容の中で、地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設けるというものがある。

　この内容をどう考えるかについては今後皆様と検討していきたいが、まずは皆様にお伝えする。

（会長）

　他に質問はあるか。

（委員）

　障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」部分の成果目標の中に、福祉施設の入所者の地域生活への移行、また、福祉施設から一般就労への移行等という項目がある。

　福祉施設の入所者の地域生活への移行については、我孫子市の場合は主にみどり園のことになると思うが、これは、定員を少しずつ減らしていくということなのか、もしくは退所する方に代わって新たな方が入所していく想定なのか。

　福祉施設から一般就労への移行等については、就労移行支援事業所を利用して一般就労を進めるということだが、一般就労先がしっかりとした受け皿になっていなければならない。特別支援学校の卒業生は毎年一定数いるが、きちんと先を見通した上での成果目標であるのか疑問である。

（委員）

　みどり園については、少しずつ入所希望者や利用者が減っており、残っている利用者の方々をどう支援していくか、どう地域移行していくかということが、市とも協議しながら対応していかなければならない今後の課題である。

　利用者が少なくなれば、職員の人数も必要なくなるため、法人の体制としてどうしていくか考えていく必要性を感じている。

（委員）

　就労移行支援事業から一般就労への移行者数については、実際は就労移行支援を利用するにはまだ早い利用者が利用を続けているという現状もあるように思う。そのため、きちんと一般就労に向けた支援の提供ができるよう、地域の就労移行支援事業所が連携して支援の質のレベルアップを図らなければならないと思う。

　企業としては、能力の高い障害をお持ちの方に対する需要は高まってきていると思うが、実際にはその後しっかりと就労定着できるかどうかが重要であり、市として障害者就労支援センター等と連携してきちんとした学びの場を作っていくことや、国の指針にも「就労選択支援」があるように、それぞれを適切な福祉施設等に繋げるためのアセスメントが大切なのではないか。

　数年前、就労移行支援事業所が増えた時期があったが、現在は全国的に見ると減ってきている。というのも、実績がなければ単価が下がって維持できなくなるためであり、やはりきちんとした支援が提供できているかということは、行政とも連携しながら取り組んでいくべき課題だと思う。我孫子市は行政と福祉施設との距離が近いため、その魅力を活かして取り組んでいく必要があるのではないか。

（委員）

　計画数や実績数等、確かに数は大切だと思うが、やはり重要なのはその内容だと思う。その充実を図り、指導できるのはやはり県や市といった行政のため、そこを主導していただけるようなシステムがあったら良いと思っている。

　数に関しては、現在はどのサービスについても、事業所数等ある程度利用者が選べる状況にはあるかと思う。かつてはとにかく数を増やさなければならないという情勢だったが、そろそろ質にシフトしていくべきではないかと感じている。

　ただし、そこに誰がどう切り込んでいくかは難しい問題だと思う。

（事務局）

　障害者総合支援法の改正において、事業所指定に関して市町村が都道府県に意見を申し出ることができる仕組みが導入されることとなった。

　我孫子市では、もともとグループホーム等については指定権限があるためその必要はないが、就労系サービス等、県が指定権限を持っているサービスについては、今後市の意見も言えるようになると良いと思っている

（会長）

　他に質問や意見はよろしいか。

（委員）

　一同了承。

（会長）

　他に事務局から連絡等あるか。

（事務局）

　本日皆様からいただいた意見をもとに、次期障害者プランの策定を進めていきたい。

　また、次回の自立支援協議会本部会は、10月頃を予定している。次回の自立支援協議会本部会では、本日ご報告した市民アンケートについての詳細な結果報告や、次期障害者プランの素案をお示しし、ご意見をいただきたいと思っている。

（会長）

　以上をもって、令和5年度第2回自立支援協議会本部会を閉会する。